

平成30年 特許法等の一部改正

納付料新減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

条件： 2019年4月1日以降に審査請求をした案件

対象： 中小企業、個人及び大学等

措置： 「審査請求料」、「特許料(1～10年分)」の減免

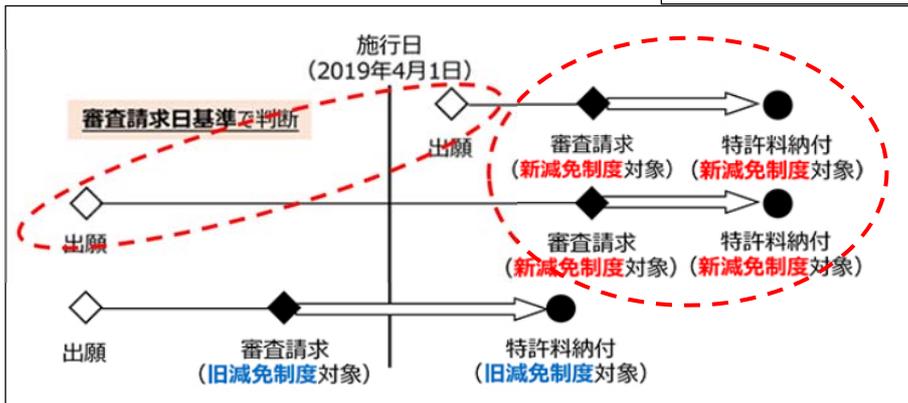
手続： 減免申請手続の大幅簡素化

【備考】

① 出願審査請求料の値上げとの関係

・2019年4月1日以降に出願した案件

減免制度は出願日には無関係



・出願審査請求料の引き上げ 118,000円 + 請求項数 × 4,000円 ⇒ 138,000円 + 請求項数 × 4,000円

② 減免申請手続： 減免申請書の提出は不要(減免申請先は特許庁)

	出願審査請求書の記載内容 (記載場所は下欄1参照)	特許料(1～10年)納付書の記載内容 (記載場所は下欄2参照)
単独出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。
共同出願	【手数料に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 手数料の納付の割合○/○	【特許料等に関する特記事項】 特許法施行令第10条第○号○ に掲げる者に該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 【その他】 特許料の納付の割合○/○

注1: **特許法施行令の号等**の記載は、下記を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_98.pdf

注2: 持分計算 出願人Aは軽減なし、出願人Bの軽減率1/2で持分がそれぞれ1/2の場合は上表の○/○は3/4と記載してください。(1×1/2 + 1/2×1/2 = 3/4)

注3: 補正等により増加した請求項の分の出願審査請求料の減免措置の適用を受けることが可能です。詳細は、https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/02_97.pdfを参照ください。

③自動納付制度における減免制度

第4年分から第10年分の特許料の納付について自動納付制度を御利用いただいている場合に、軽減された金額により自動納付を行うことができる場合があります。

詳細は、<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/jidouounofuseido.html>を参照ください。

① 出願審査請求料の減免申請の記載
: 「出願審査請求書」に下記を記載する。
・【手数料に関する特記事項】は、
【手数料の表示】の下に欄を設け記載する。
・【その他】は最下行に設け記載する。

② 特許料(1～10年)の減免申請の記載
: 「特許料納付書」に下記を記載する。
・【特許料等に関する特記事項】は、
【納付年分】の下に欄を設け記載する。
・【その他】は最下行に設け記載する。

【対象者と措置内容の詳細】

個人事業主,
NPO 法人

(2)個人事業主 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 :「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

	業種	従業員数	特許法施行令の号の記載
イ	製造業、建設業、運輸業その他業種 (ロ～トの業種を除く)	300 人以下	表中のイ～トの業種に対応する者は、 特許法施行令第 10 条第 1 号イ～ト に該当する者である。
ロ	卸売業	100 人以下	
ハ	サービス業(へ及びトの業種を除く)	100 人以下	
ニ	小売業	50 人以下	
ホ	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	900 人以下	
へ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	
ト	旅館業	200 人以下	

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_02.html#shinse

・中小ベンチャー企業(個人事業主)は、審査請求料:1/3 に軽減、特許料:1/3 に軽減

要件 …事業開始後 10 年未満であること

特許法施行令第 10 条第 5 号イに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html#shinse

・小規模企業(個人事業主)は、審査請求料:1/3 に軽減、特許料:1/3 に軽減

要件 …常時使用する従業員の数が 20 人以下(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては、5 人以下)の個人事業主であること

特許法施行令第 10 条第 4 号イに掲げる者に該当する者。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_05.html#shinse

(3)NPO 法人 審査請求料:1/2 に軽減、 特許料:1/2 に軽減

要件 …①「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

かつ ②大企業に支配されていないこと

	業種	常時使用する従業員数	特許法施行令の号の記載
ソ	以下の業種(小売業、卸売業及びサービス業)以外の業種	300 人以下	表中のソの業種に対応する者は、 特許法施行令第 10 条第 1 号ソ に該当する者である。
	小売業	50 人以下	
	卸売業又はサービス業	100 人以下	

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人を言う。

様式見本:https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_03.html#shinse